

浜松市会計年度任用職員（区役所及び協働センターにおける埋火葬許可業務等）の報酬、勤務時間等に関するあらまし

（趣旨）

第1条 浜松市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び勤務時間その他の勤務条件に関する基準要綱（以下「基準要綱」という。）に基づき、次条に掲げる職員の報酬、勤務時間等に関するあらましを定める。

（定義）

第2条 このあらましにおいて「職員」とは、基準要綱に規定する職員のうち、基準要綱第2条第1号に規定する日額職員で、かつ、次に掲げる施設において埋火葬許可業務等に従事する者（以下「職員」という。）をいう。

（1） 中区を除く、区役所

（2） 浜松市区役所事務分掌規則(平成19年浜松市規則第4号)第3条第1項に規定する協働センターのうち、春野協働センター、佐久間協働センター、水窪協働センター及び龍山協働センター

（任用期間）

第3条 基準要綱第3条の規定により定める任用期間（以下「任期」という。）のうち、任用された日から1月の間（任期が1月に満たない場合は、その全ての間）は地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条に規定する条件付採用期間とする。

（基本報酬等）

第4条 職員に対する報酬は、次の各号に区分に応じ、当該各号に掲げる額に従事した回数を乗じて得た額を日額報酬として支給する。

（1） 第6条第1項第1号に規定する職務に従事した職員 浜松市会計年度任用職員の報酬の額一覧表（以下、「報酬額表」という。）中、区役所等守衛（埋火葬許可書発行等業務）に掲げる額

（2） 第6条第1項第2号に規定する職務に従事した職員 報酬額表中、区役所等守衛（埋火葬許可書発行等業務）に掲げる額に2を乗じた額

（3） 第6条第1項第3号に規定する職務に従事した職員 報酬額表中、区役所等守衛（埋火葬許可書発行等業務）に掲げる額

（4） 第6条第1項第4号に規定する職務に従事した職員 報酬額表中、区役所等守衛（埋火葬許可書発行等業務）に掲げる額に2を乗じた額

（5） 第6条第1項第5号に規定する職務に従事した職員 報酬額表中、区役所等守衛（埋火葬許可書発行等業務）に掲げる額

2 基準要綱第5条第1項、第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項に規定する任命権者が別に定める額は、零とし、各項の規定は適用しない。

(報酬の支給)

第5条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例(令和元年浜松市条例第22号)第4条第3項の規定に基づき基本報酬を支給する場合は、勤務した月の翌月の20日に支給する。ただし、その日が国祝法の休日等又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い国祝法の休日等又は土曜日でない日とする。

(勤務時間等)

第6条 職員は、次に掲げる職務を行う必要が生じた時に、当該職務に従事する。

- (1) 戸籍届書等の受領に関する職務(第2号に規定するものを除く。)
- (2) 死亡届(死産届を含む。)の受領、及びそれに伴い必要とする者への墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年5月31日法律第48号)第5条に規定する埋火葬許可証の発行に関する職務。
- (3) 浜松市斎場条例(昭和47年浜松市条例第43号)第2条に規定する斎場における火葬利用許可書の発行に関する職務。
- (4) 前2号の職務を同時に行う職務。
- (5) 霊きゅう自動車使用許可書の発行に関する職務(佐久間協働センター、水窪協働センターに従事する者に限る。)

2 職員が前項に定める職務に従事する時間は、次に掲げる時間帯において死亡届等が提出されたことに伴い、前項に定める職務への従事の必要が生じた時間とする。

- (1) 月曜日から金曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び12月29日から翌年1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))を除く。)(以下、「開庁日」という。)の午後5時15分から翌日午前8時30分までの時間
- (2) 開庁日を除く日の午前8時30分から翌日午前8時30分までの時間

(服務)

第7条 職員の服務は、常勤職員の例による。

(社会保険等)

第8条 職員は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険には加入しない。

2 職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び浜松市職員公務災害等特別補償給付金条例(昭和47年浜松市条例第51号)の定めるところによる。

(退職等)

第9条 職員は、任期が満了したときに解職されたものとする。

2 市長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合

- ( 3 ) 前 2 号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- ( 4 ) 事務又は事業の運営上、任用を継続する必要がなくなった場合  
( 細目 )

第 1 0 条 このあらしの施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

このあらしは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。